

平成27年度  
事業計画書

自 平成27年 5月 1日  
至 平成28年 4月30日

公益財団法人 長尾自然環境財団

## 目 次

I. 事業計画の概要.....	2
II. 事業計画の内容.....	3
1. 総合研究・活動事業.....	3
(1) 事業の目標と概要.....	3
(2) 事業内容の検討.....	7
2. 研究助成事業.....	8
(1) 事業の目的と概要.....	8
(2) 事業内容.....	8
(3) 事業内容の検討.....	8
3. 人材養成事業.....	9
(1) 事業の目的と概要.....	9
(2) 奨学金支給.....	9
(3) 学生等への支援活動.....	10
(4) 事業内容の検討.....	10
4. 普及・広報活動.....	11
5. 国際機関、国際的プログラムとの協力・支援.....	11

## I. 事業計画の概要

当財団は平成元年の設立以来、開発途上国等における自然環境保全のための自然科学分野の調査研究および保全事業等の実施、途上国の専門家・研究者等が実施する調査研究、保全事業等への助成ならびに将来の自然環境保全の担い手の養成を支援することにより、開発途上国等の自然環境保全に寄与するとともに、自然環境保全についての調査研究上の国際協力を推進し、もって地球環境の保全に資することを目的として以下の3事業を実施してきた。

1. 「総合研究・活動事業」では、平成18年度から第一期事業（平成22年度までの5カ年間）として、タイ、ラオス、カンボジア、ベトナムの4カ国において、メコン-チャオプラヤ河流域の二次的自然環境の保全とワイズユースを目的として、現地の協力機関とともに調査研究と保全活動を実施した。

さらに平成23年度からは、第一期事業の成果および残された課題を踏まえ、内容をさらに発展させた総合研究・活動事業「メコン-チャオプラヤ河流域における生物多様性の保全とワイズユース」第二期事業を5カ年計画で開始した。

2. 「研究助成事業」では、アジア・太平洋地域の開発途上国を対象に、当該地域の自然環境保全およびそれを担う人材の養成を目的として、現地の専門家等が自国で実施する調査研究や学術出版、保全・教育活動を支援してきた。
3. 「人材養成事業」では、アジア・太平洋地域の開発途上国を対象に、次代の自然環境保全の担い手の養成を目的として、自国の大学および大学院で自然環境保全に関わる分野を専攻する当該国の学生に奨学金を支給するとともに、自然環境保全に関わる学生の交流・体験等の活動を支援してきた。

平成27年度は、引き続きこれらの事業を中心に以下の活動を展開する。

1. 総合研究・活動事業  
「メコン-チャオプラヤ河流域における生物多様性の保全とワイズユース」第二期事業（5年目）
2. 研究助成事業
3. 人材養成事業
4. 普及・広報活動
5. 国際機関、国際的なプログラムとの協力・支援

各事業計画の内容については、次ページ以降に示す。

## II. 事業計画の内容

### 1. 総合研究・活動事業

本事業は、当財団が自然環境の調査研究や保全活動を企画立案し、対象国の研究者や研究機関と協力しつつ主体的に実施するとともに、一部は当該国や日本の研究者等に調査研究や保全活動を委託し、必要に応じて調査研究のための資器材の整備等を支援するとともに技術移転等を行い、当該地域の生物多様性の保全と持続可能な利用に寄与することを目指している。

総合研究・活動事業「メコン - チャオプラヤ河流域における生物多様性の保全とワイズユース」第二期事業として過去4年間行ってきた成果を、将来発展的に活用するために必要な現地活動の環境整備および内外諸機関との協力体制の構築・調整のため、以下の事業を行う。

#### (1) 事業の目標と概要

目標 ① 各国の生物多様性保全に資する流域生物の情報を整備し利用可能とする。

##### 1) フィールド調査

現地におけるフィールド調査は、メコン - チャオプラヤ河流域における①絶滅危惧魚類の実態調査、②仔稚魚のモニタリング調査、③住民参加による官学民共同生物モニタリング調査を主軸とする。

##### 《活動計画》

##### ◆ メコン - チャオプラヤ河流域の絶滅危惧魚類の実態調査

対象流域には多くの絶滅危惧種および潜在的な危惧種が存在することが明らかにされており、それらを対象とする具体的な保全活動を開始することは急務である。前年度はカウンターパートである4カ国6機関を含めた4カ国会合を通して、国ごとに重点対象魚種を設定し、生息域の実地踏査を行うとともに、カンボジアのプノンペン周辺では流下仔稚魚の種組成と育成・放流の可能性を確かめるための捕獲・飼育試験を実施した。

本年度は上記の調査・試験の結果を基に、各種の危機の現状把握と保全手法の検討をさらに進める。本活動の一部は、公益信託経団連自然保護基金の助成金を活用しており、本年度も同基金への助成を申請中である。

##### ◆ 仔稚魚のモニタリング調査

対象流域の魚類の多様性保全において重要な魚類生活史を理解するための基礎となる仔稚魚の同定、出現動向、あるいは産卵の場所と時期に関して信頼に足る情報は少ないことが判明している。そこで平成25年度より、カンボジアのプノンペン周辺において調査手法の適正化と人材養成を目的とする稚魚モニタリングを行ってきた。また、メコン河中下流域の共同管理の責任を負うメコン河委員会(MRC)と連携して、メコン河流域各国の水産行政職員や研究者等を対象とした仔稚魚のモニタリング調査手法に関する研修も実施した。特に広域回遊性魚類に関しては、流域各国が同じ手法で同時に調査することが情報収集および課題解明に有効であり、そのためには流域国間での情報共有と人的交流を促進する必要がある。

本年度は、カンボジアで適正化された手法を周辺国に伝播し、関係各国が連携して仔稚魚のモニタリング調査を実施できる体制を作る。また、MRCに加え、EUも稚魚の調査を計画していることから、これらとの連携も進める。

- ◆ 官学民共同生物モニタリング調査

生物多様性の保全には地方の政府機関と住民の理解と協力が不可欠であることから、両者がモニタリング調査に関与し、実態の認識を深める取り組みをカウンターパート機関と共同で行ってきている。平成 25 年度より、独立行政法人環境再生保全機構の地球環境基金の助成金を一部活用し、メコン河の下流域を占めるカンボジアとベトナムにモニタリングサイトを設定し、魚類の捕獲調査を行うとともに、ワークショップを実施している。

本年度も引き続き上記の活動を実施する予定で、地球環境基金に助成を申請中である。

## 2) 収蔵標本の管理と充実

本事業で収集された標本の適正な維持管理を継続する。

## 3) メコン - チャオプラヤ河流域の魚類に関する出版物の作成

本事業で得られた魚類の標本と画像を活用し、学術利用・普及啓発活動に資する資料として、次のものを作成する。また、本事業で得られた科学的新知見についても、公表を進める。

- ◆ 「インドシナ域メコンの魚類図鑑」  
英語版を作成し、対象地域内外における学術利用に資するものを目指す。
- ◆ 「魚類フィールドガイドブック」  
4 カ国 5 地域（北部タイ、東北タイ、ラオス、カンボジア、ベトナム・メコンデルタ）で、地域毎に作成する。各国公用語と英語を併記し、各地における普及啓発活動に資するものを目指す。

### 《活動計画》

- ◆ ウェブデータベースの内容の充実  
収集された魚類標本の採集地点情報等と画像をインターネット上で検索可能としたデータベース「Fishes of Mainland Southeast Asia」について、新規情報の付加および誤りの訂正を行い、内容の充実を図る。また、魚類に関する情報を包括的に収集しているデータベース「FishBase」や地球規模生物多様性情報機構（GBIF）などとの連携も検討する。
- ◆ 現地語版魚類フィールドガイドブック（現地語英語併記）の完成  
カンボジア、タイ、ラオスの各ガイドブックの未成分を本年度中に完成させ、印刷製本を行う。配布については後述する普及啓発活動等の機会を活用する。
- ◆ 書籍「インドシナメコンの魚類多様性とその保全（仮題）」の作成  
上記の書籍には魚類の分類・分布・生態等の解説に加え、メコン河における魚類と流域住民の生活との関わりや、本事業を生物多様性保全活動の事例として紹介することなどを内容に含めるという編集方針に沿って作成を進める。前年度までに原

稿を作成した魚類の解説部分について、4カ国で本事業に係わる研究者および日本国内の魚類研究者の意見を踏まえ、原稿を修正し、英文校閲後に印刷製本を行う。

- ◆ 魚類の分類・分布・生態等についての新知見の公表  
本事業で得られた魚類の分類・分布・生態等に関する新知見について、現地カウンターパート機関関係者と共に学術誌等での公表を進める。

目標 ② 生物多様性保全に資する研究や提言を行える現地人材を育成する。

#### 1) 特定課題研究・技術研修

第一期事業を通して見出された流域生物の多様性保全に必要な課題（絶滅危惧種の保護に資する人工繁殖、遺伝に関する研究・活動、生息域保全等）に関し、関係国の研究者と共同で研究等を行う。

##### 《活動計画》

- ◆ インドシナ地域魚種の遺伝子解析（バーコーディング）  
インドシナ地域では、魚類の遺伝学的研究が遅れているが、カンボジアでは海外からのプロジェクトにより、種判別のための DNA バーコーディングが進められている。これにはサンプリングの現場における種同定の能力が要求されるため、当財団のカウンターパートが支援を行っている。こうした協力関係を生かし、外部形態による同定結果を確認するための DNA 解析を行うとともに、同地域の遺伝情報の集積活動に本プロジェクトも貢献する。本邦の協力機関である九州大学アジア保全生態学センターとも引き続き共同作業を行う。
- ◆ メコン - チャオプラヤ河とその周辺流域における絶滅危惧種の保全計画  
（「絶滅危惧魚類の実態調査」の再掲）  
絶滅のおそれのある魚類については、IUCN レッドリストで危機の程度が評価されているが、メコン - チャオプラヤ流域においては具体的な保全計画・活動はほとんどなされていない。そこで、前年度より具体的な保全計画を策定するための情報収集を4カ国のカウンターパート機関と共同で開始した。前年度はカンボジアのシムリアップで実施した4カ国会合において、各国の各機関が調べた絶滅危惧種保全に関する現状を共有し、さらに現地踏査を通して具体的な状況の把握に努めた。  
  
種または個体群ごとに人工繁殖、天然稚魚の中間育成、生息地保全、移植など、種の生態や各国の社会状況に応じて適切な保全方法を導入する必要があることから、本年度はそれぞれ最適と考えられる手法を決定するためにさらに検討を進める。なお、本活動の一部は経団連自然保護基金による助成金を活用しており、本年度も同基金への助成を申請中である。
- ◆ メコン - チャオプラヤ河流域における稚魚研究の促進  
（「仔稚魚モニタリング調査」の再掲）  
これまでは、カンボジアのプノンペン周辺における流下仔稚魚のモニタリングを行ってきたが、前年度のMRC研修において4カ国に対して稚魚調査のプロトコル（調査の手法・手順等を定めたもの）を示したことで、今後流域全体で稚魚研究の気運が高まっている。

本年度は、カンボジア以外のカウンターパート機関でも同調査を開始するための協力を行うとともに、カンボジアでは EU による稚魚調査が上流部のスタントレン州で開始される見込みであり、依頼に応じて同調査に協力する予定である。

## 2) 情報ネットワーク構築

現地研究者、学生、NGO 等が域内の魚類多様性やその保全を論議するための場を提供する。生物多様性や環境保全分野に関係する研究者のネットワークを構築し、生態、分類、保全等、多様な情報を共有できる体制づくりを進める。

### 《活動計画》

#### ◆ シンポジウム等への積極的参加

前年度は経団連自然保護基金の助成案件である「メコン - チャオプラヤ河とその周辺流域における絶滅危惧魚類の保全プロジェクト」のキックオフミーティングを 4 カ国会合と兼ねてカンボジアで実施した。これにはカンボジア国内において関連分野で活躍する NGO や国際機関からも参加があった。また、昨年 11 月にカンボジアで開催されたアジア湿地シンポジウムにも参加し、当財団が実施している絶滅危惧魚類の保全活動に関して口頭発表を行った。

本年度も生物多様性保全に関連する各種シンポジウム等に積極的に参加し、本事業の成果を発表することにより、本事業への理解の拡大を目指す。

#### ◆ 生物多様性保全に係る現地人材のネットワーク拡大

これまでの取り組みによって、本事業に対して内外からの問い合わせや連携の要請が増加している。このような状況に対応して、従来のカンボジアのカウンターパート機関に限らず、関連諸機関との協働をさらに進め、生物多様性保全に係る人材のネットワークの充実・拡大を目指す。

#### ◆ 4 カ国会合の開催

インドシナ 4 カ国のカウンターパート機関の主要メンバーを招請し、総合研究・活動事業第二期の総括となる会合（タイのウボンラチャタニー大学を予定）を実施する。これを通して、各機関の自立発展を促すとともに、フォローアップを含めた当財団の今後の協力の在り方について協議する。

目標 ③ メコン - チャオプラヤ河流域住民の環境保全に対する意識を高め、住民参加型保全活動を促進する。

## 1) ワークショップと環境教育

第一期事業の広域にわたる魚類分布調査を通して、現地の大学や政府機関の研究者に対して魚類の分類と分布に関する調査手法・技術を移転した。第二期事業では、これまで本事業に関与していなかった地域住民が参加する活動を実施する。

### 《活動計画》

#### ◆ 住民・学生ワークショップ（「官学民共同生物モニタリング調査」の再掲）

前年度は地球環境基金の助成案件である「メコン河下流域における住民調査参加による水辺の生物多様性促進」の一環で、ベトナムにおいて 3 カ所、カンボジアにおいて 2

カ所でワークショップを実施した。場所や参加者の立場に応じてテーマを少しずつ変えることで参加者の興味を引く工夫を行い、どのワークショップにおいても住民や学生の環境保全に対する意識を啓発するという共通の目的を持って行った。

本年度も地球環境基金への助成の申請に際し提出した活動計画に沿ってワークショップを実施する。

◆ 環境教育活動

第一期より、NPO 法人アジア農山漁村ネットワーク（NARC）に委託して実施してきた、ラオスにおける小中学生や教員を対象とした環境教育活動の成果を現地に根付かせるため、環境教育活動を継続的に実施する学生グループへの支援や教材等をより広く配布するための支援を行う。

各国協力機関の活動実施内容一覧

各国における活動内容と実施機関を下表に示す。ただし、今後も各国の実施協力機関との協議を通して、各活動内容の範囲や程度について具体的・現実的な目標設定を行うこととする。

表 1. 各国協力機関の活動内容一覧

活動内容	実施国・カウンターパート機関					
	タイ			ラオス 国立大学	カンボジア 水産庁	ベトナム カントー大学
	メージョー 大学	ウボンラチャ タニー大学	シーナカリン ウィロット大学*			
(1) フィールド調査		実施	—	実施	実施	実施
(2) メコン-チャオプラヤ 河流域の魚類に関する 出版物の作成	作成	作成	—	作成	作成	—
(3) 特定課題研究・技術 研修		実施	—	実施	実施	実施
(4) 情報ネットワーク構築	—	4カ国会合	—	—	—	—
(5) ワークショップ・環境 教育	—	—	—	—	実施	実施

\* シーナカリンウィロット大学は現地事情により協力終了

注：表中の「—」は、当該活動を予定しないことを表す。

(2) 事業内容の検討

本年度は第2期事業の最終年度であり、目標②の2) 情報ネットワーク構築で記したとおり4カ国の会合を開催し各機関の自立発展を促すとともにフォローアップを含めた当財団の今後の協力の在り方について協議する。

また、前年度の12月と1月に開催した「今後の事業内容検討会」（理事・評議員の4名で構成されたアドホックの委員会）における意見等を踏まえ、本事業で取り組むことが望まれる事業内容について検討を進める。



## 2. 研究助成事業

### (1) 事業の目的と概要

アジア・太平洋地域の開発途上国を対象に、当該地域の自然環境保全およびそれを担う人材の養成を目的として、現地の専門家、特にこの分野の今後を担う若手研究者が、自国で実施する調査研究や学術出版への助成を行う。

### (2) 事業内容

前年度に引き続き、アジア・太平洋地域の開発途上国の自然環境保全にかかわる調査研究等について、以下2つの助成プログラムを実施する。

助成件数は新規で22件を予定している。なお、平成23年度以前の助成プログラムで支援が決定した7件についても、継続助成を予定している。

#### 1) 調査研究助成

若手研究者や博士課程の大学院生による調査研究を支援する。助成期間は最長で2年、助成額は50万円を上限とする。

#### 2) 学術出版助成

現地研究者による研究成果の出版を支援する。助成期間は1年、助成額は100万円を上限とする。

助成案件の採否は、提出された申請書をもとに、外部専門家5名から成る研究助成選考委員会により決定する。選考は5月、12月の年2回実施する。

助成対象者に対しては、最終報告書と収支報告書の提出を義務付ける。調査研究の実施期間が1年を超えるものについては、助成開始1年後に中間報告書の提出を求める。

### (3) 事業内容の検討

前年度の12月と1月に開催した「今後の事業内容検討会」（理事・評議員の4名で構成されたアドホックの委員会）における意見等を踏まえ、本事業で取り組むことが望まれる事業内容について検討を進める。

### 3. 人材養成事業

#### (1) 事業の目的と概要

アジア・太平洋地域の開発途上国を対象に、次代の自然環境保全の担い手の養成を目的として、自国の大学および大学院で自然環境保全に関わる分野を専攻する現地の学生に奨学金を支給するとともに、奨学生や一般学生等が自然環境保全について現場での知見や体験を深めるための活動を支援する。

#### (2) 奨学金支給

前年度に引き続き、以下の6カ国において奨学金支給を実施する。本年度は、新規100名、継続157名、計257名への奨学金支給を計画している。

現地における事業運営については、当財団と各国の現地協力機関との間で締結された合意書の下、現地協力機関が奨学生候補者の募集や選考、奨学生の管理、奨学金の支給等の業務を行う。奨学生の管理について、現地協力機関が学期毎または1年毎に奨学生の成績や健康状態、修了状況、就職状況等を当財団に報告する。

##### 1) フィリピン（平成4年度より開始）

現地協力機関：City Government of Puerto Princesa

受給予定者数：平成24年度以前に支援を決定した学部生のみ、計5名。

備考：同国における新規採用は平成24年度を最後とし、全採用者が卒業する平成27年度まで奨学金支給を続ける。

##### 2) ベトナム（平成5年度より開始）

現地協力機関：Centre for Natural Resources and Environmental Studies

受給予定者数：新たに大学院生30名を加えた計42名。

##### 3) ミャンマー（平成10年度より開始）

現地協力機関：Forest Resource Environment Development & Conservation Association

受給予定者数：新たに学部生10名と大学院生5名を加えた計45名。

##### 4) インドネシア（平成12年度より開始）

現地協力機関：Indonesian Committee

受給予定者数：平成24年度以前に支援を決定した学部生のみ、計15名。

備考：同国における新規採用は平成24年度を最後とし、全採用者が卒業する平成27年度まで奨学金支給を続ける。

##### 5) ラオス（平成16年度より開始）

現地協力機関：National University of Laos

受給予定者数：新たに学部生25名を加えた計100名。

備考：新規・継続学生への支給月額を2,000円から3,000円に増額する。

##### 6) カンボジア（平成23年度より開始）

現地協力機関：Royal University of Agriculture, Cambodia

受給予定者数：新たに学部生30名を加えた計50名。

備考：新規・継続学生への支給月額を2,000円から3,000円に増額する。

表 2. 各国の奨学金支給月額および受給予定数

国名	支給月額	承認年度	学部	大学院	合計
フィリピン	学部 5,000 円	H24	5		5 名
ベトナム	大学院 7,000 円	H26		12 名	42 名
		H27 (新規)		30 名	
ミャンマー	学部 3,000 円	H23	10 名		45 名
	大学院 7,000 円	H24	5 名		
		H25	5 名		
		H26	5 名	5 名	
		H27 (新規)	10 名	5 名	
インドネシア	学部 4,000 円	H24	15 名		15 名
ラオス	学部 3,000 円	H24	25 名		100 名
		H25	25 名		
		H26	25 名		
		H27 (新規)	25 名		
カンボジア	学部 3,000 円	H25	10 名		50 名
		H26	10 名		
		H27 (新規)	30 名		
6 カ国合計					257 名

### (3) 学生等への支援活動

自然環境保全に貢献できる人材を養成するためには、学生の座学を支援するばかりでなく、実際の現場における調査研究や活動を通じた実践的な知識、経験を蓄積することが重要である。平成 16 年度以降、奨学生を対象とした野外での経験を積むための活動を支援してきたが、平成 23 年度はインドネシアとカンボジアの奨学生ではない学生等を対象に支援を行った。

本年度は前年度と同様にインドネシアの学生等を対象として、スマトラ島に位置する Gunung Leuser 国立公園及び周辺地域において、身近な野生生物の情報収集、森林の再生活動等を通じて、地域住民、児童に自然環境保全を普及啓発する活動を支援する。

### (4) 事業内容の検討

上記 2 の「研究助成事業の (3) 事業内容の検討」と同様に、「今後の事業内容検討会」における意見等を踏まえ、本事業で取り組むことが望まれる事業内容について検討を進める。

## 4. 普及・広報活動

当財団の事業内容を国内外に広報するため、ホームページの内容を更新し情報の充実を図る。また、当財団の役職員が国内外に出張する際、財団のパンフレット等を用いて事業内容を広報する。

## 5. 国際機関、国際的プログラムとの協力・支援

国際機関（国際連合環境計画（UNEP）、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）、国際連合食糧農業機関（FAO）、国際自然保護連合（IUCN）、国際農業研究協議グループ（CGIAR）、国際林業研究センター（CIFOR）、アジア開発銀行（ADB）、地球環境ファシリティ（GEF）等）や国際的な生物多様性保全への取組みやプログラム（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）、生物多様性条約、東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII）、「アジア規模での生物多様性観測・評価・予測に関する総合的研究」（環境省の環境研究総合推進費による事業）、「アジア保護地域パートナーシップ（Asia Protected Areas Partnership, APAP）」等と連携して、当財団の活動基盤の強化に努めるとともに、協力して実施する事業等の可能性について検討する。特に、相手国の税制上の問題、さらには効率の点から、当財団が直接助成・支援するよりも国際機関等を通じて行ったほうが効果的な場合には、これらの機関の協力を得る。